いじめ防止対策委員会全体計画（学校いじめ防止基本方針）

福島市立松川小学校

１　目　標

児童の健やかなる成長を願い，いじめはあってはならぬという考えのもと，児童一人一人に応じた指導・援助をしたり，いじめ自体の存在をなくしたりする。また，いじめをなくすために心豊かな児童の育成を図る。

２　基本方針

（１）本校，および地域において，児童一人一人が健やかに成長できるように，本校及び保護者，地域との連携を図りながら，可能な限りの必要な情報を入手する。

（２）児童一人一人に応じた指導・助言をするために，年間を通して関係諸機関との連携のもとに指導・援助を行う。

（３）生徒指導協議会の内容にもとづきながら定期的に校内いじめ防止対策委員会を開催して，児童一人一人の様子を見守り，予防的な態勢で指導・援助していく。その上で，校長の判断によりＭＩＮＴのメンバーを招集する。

（４）教育目標の一つである「思いやりのある子ども」の具現化を図る教育活動を通して，児童一人一人に「いじめはあってはならない」という心を育てていく。

（５）いじめがあった場合には，保護者の理解と協力を得て，連携をとりながら，児童のことを一番に考えて対処したり，いじめの防止に邁進したりしていく。

３　内　容

（１）組織

いじめ防止対策委員会（ＭＩＮＴ：**M**ａｔｓｕｋａｗａ・**I**ｊｉｍｅ・**N**ａｋｕｓｏｕ・**T**ｅａｍの頭文字による）は，校内いじめ防止対策委員会，青少年健全育成会（代表），各地区生活指導委員，孫見守り隊（代表）で構成する。適宜，中学校や幼稚園，地区内の小学校とも連携を図る場合もある。

（２）協議・活動内容

①　児童の情報交換に関すること。
②　いじめの実態に関すること。
③　いじめに対する対応の仕方に関すること。
④　思いやりの心を育てる教育活動の改善充実に関すること。
⑤　その他

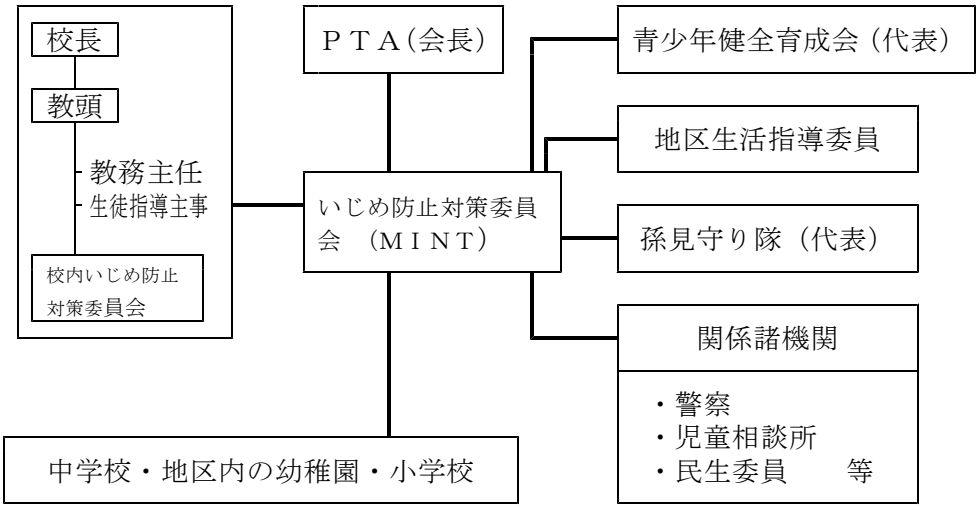
（３）運営

①　校内いじめ防止対策委員会は生徒指導協議会の内容に基づきながら定期的に開催し，思いやりの心を育てるための手だての有効性を確かめたり，児童のいじめに関する情報を集約して，対策を講じたりする。

②　いじめ防止対策委員会（ＭＩＮＴ）は，校内いじめ防止対策委員会開催の際に，必要に応じて委員長である校長の呼びかけにより開催する。だだし，招集の範囲は校長の判断による。

③　校内いじめ防止対策委員会は生徒指導主事が，いじめ防止対策委員会（ＭＩＮＴ）は教頭が幹事として運営進行にあたる。

４　組織図



校内いじめ防止対策委員会　年間活動計画

福島市立松川小学校

１　目　標

いじめ根絶委員会（ＭＩＮＴ）と同様

２　基本方針

（１）教育目標の一つである「思いやりのある子」の具現化を図る教育活動を通して，児童一人一人に「いじめはあってはならない」という心を育てていく。

（２）年３回，定期的に開催するとともに，それ以外にも必要に応じて開き，児童一人一人の様子を見守り，予防的な態勢で指導・援助していく。

（３）校内，および地域において，児童一人一人が健やかに成長できるように，いじめ根絶委員会（ＭＩＮＴ），教職員及び保護者，地域との連携を図りながら，可能な限りの必要な情報を入手する。

（４）児童一人一人に応じた指導・助言をするために，年間を通して関係諸機関との連携のもとに指導・援助を行う。

（５）いじめがあった場合には，保護者の理解と協力を得て，連携をとりながら，児童のことを一番に考えて対処したり，いじめの根絶に邁進したりしていく。

３　内　容

（１）組織

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，心プロジェクト部で構成する。

（２）協議・活動内容

①　思いやりの心を育てる教育活動の改善充実に関すること。
②　児童の情報交換に関すること。
③　いじめの実態に関すること。
④　いじめに対する対応の仕方に関すること。
⑤　その他

（３）運営

①　校内いじめ根絶委員会は生徒指導協議会の内容をもとにしながら定期的に開催し，思いやりの心を育てるための手だての有効性を確かめたり,児童のいじめに関する情報を集約して，対策を講じたりする。
②　いじめがあった場合には，すぐに校内いじめ根絶委員会を開催する。
③　校長の呼びかけにより，いじめ根絶委員会（ＭＩＮＴ）に参加する。
④　生徒指導主事が幹事として運営進行にあたる。

４　対応の方法

（１）予防策

①　一人一人の居場所のある温かな学級経営の推進（居場所づくり、絆づくり）
②　個に応じたきめ細やかな指導の充実（わかる・できる・楽しい授業，補充的学習等）
③　豊かな人間性…社会性をはぐくむ体験活動の推進（自然・社会体験，異年齢集団）
④　生命尊重や思いやりの心を育む教育活動の展開（道徳教育，心の授業，コミュニケーション力）
⑤　いじめに関する校内研修会の開催（いじめ問題の共通理解，気づき，組織的対応）
⑥　家庭・地域との連携（いじめへの対処方針の公表，いじめ問題についての啓発）

（２）安全・安心を支える相談体制

①　子どもの変化に気付くための子どもと向き合う時間の確保
②　相談しやすい雰囲気づくり
③　定期的なアンケート調査（年３回，６月・１１月・２月）
④　いじめに気付いた時の速やかな相談・通報の奨励

（３）対応策

①　いじめに対する迅速・毅然とした対応
・　いじめを行わない子ども，傍観しない子どもの育成
②　いじめ等の情報に対する誠意ある対応と解消に向けた迅速・的確な対応
・　速やかな事実調査
・　校内いじめ根絶委員会を中心とした組織的対応
・　家庭・地域との連携

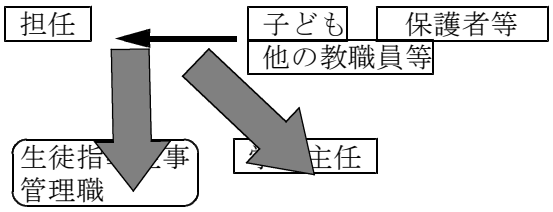
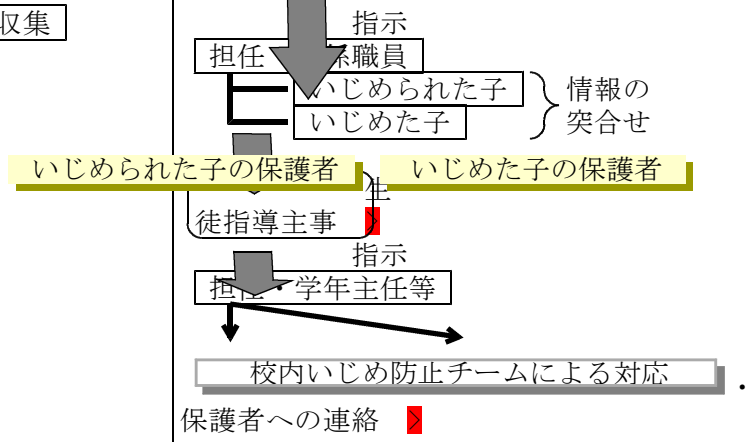
③　いじめの深刻度に応じた対応（レベル１以上は教育委員会へ報告）
- レベル１　目立った変化はないが，本人がいじめと感じている。
- レベル２　元気・意欲の低下，身体的不調，交友関係の変化，いたずら等の増加
- レベル３　不登校，身体的損傷，暴力や恐喝，身体的・精神的苦痛や被害
- レベル４　自殺未遂，自殺

５　年間計画
４月　組織編成，年間計画
６月　家庭訪問，第１回アンケート調査→学年検討会（学年）→校内いじめ根絶委員会１回目（生徒指導協議会）
１１月　第２回アンケート調査→学年検討会（学年）→校内いじめ根絶委員会２回目（生徒指導協議会）
１２月　個別懇談
２月　第３回アンケート調査→学年検討会（学年）→校内いじめ根絶委員会３回目（生徒指導協議会）
３月　年度末反省，次年度計画案

※　校内いじめ根絶委員会は，職員会議の中の生徒指導協議会で，全職員が参加して実施する。（年３回）

６　学校がいじめを認知したときの対応マニュアル

<table>
<tr><td>その日のうちに</td><td>１　情報のキャッチ（認知）

２　報告
・憶測を入れず事実のみ
・些細なことでも報告（レベル１から）</td><td>
</td></tr>
<tr><td></td><td>３　事実関係の把握・情報収集
・いじめられた子
・いじめた子
・まわりの子ども
・教職員
・保護者</td><td>
</td></tr>
<tr><td>３日以内に</td><td>４　校内サポートチームの構築
※緊急度に応じて３，４を同時に行う。</td><td>管理職、担任、学年主任、生徒指導主事
養護教諭、スクールカウンセラー
○指導・援助の方針の立案
○指導・援助体制の構築
・誰が、誰に、いつまでに、何をするか
・すぐに行う対応
・中・長期的な対応
・保護者への対応</td></tr>
</table>